



令和4年 (2022年) 2月28日(月)

No. 15602 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆平成以降の主要な商標法の改正探訪(1)…(1)

# 平成以降の主要な商標法の改正探訪(1)

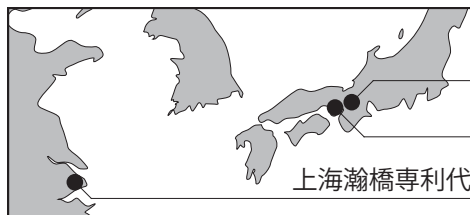
正林国際特許商標事務所  
弁理士 林 栄二

我が国の商標制度は、明治17年商標条例(太政官布告第19号)(明治17年10月1日施行)に始まり、137年以上が経過しているが、その中でも、現行の商標法は、昭和34年の商標法の全部改正(昭和34年法律第127号)(昭和35年4月1日施行)によるものである。


そして、その商標法は、昭和の時代にも、昭和40年に代理人、代表者による不正な商標登録・使用を

規制するパリ条約の第6条の7への対応のための改正、また、昭和50年に登録商標の使用義務の強化のための改正などがなされてはいるが、その改正の多くは、平成以降になされている。

そこで、特許庁在職時代に、それら改正の企画、立案又は改正後の審査基準の策定などに関与してきた担当者の一員として、当時の経験を踏まえながら、平成以降の主要な商標法の改正を紹介して参りたい。



京都ランチ(5名:うち弁理士3名)  
神戸本部(66名:うち弁理士26名)  
上海瀚橋専利代理事務所(12名:うち専利代理人6名)



創業1926年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人 有古特許事務所  
ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

■URL:<http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail:[office@arco.chuo.kobe.jp](mailto:office@arco.chuo.kobe.jp)  
 ■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F TEL:078-855-5539  
 ■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町 481 京染会館4階 TEL:075-213-5600  
 ■上海瀚橋 : 郵編200120 中国 上海市浦东新区東方路69号21階 2108号室 TEL:+86-21-6415-8030  
 ■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名